

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成17年12月16日新潟県病院局告示第5号）の一部を次のように改正し、令和2年3月31日以後に実施する試験等から適用する。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
県立看護専門学校入学試験	総合得点順位	合格発表日から1か月間	入学試験を実施した看護専門学校	県立病院附属看護専門学校入学試験	総合得点順位	合格発表日から1か月間	入学試験を実施した看護専門学校